

未利用口座管理手数料等 新設のご案内

当金庫では、長期間ご利用されていない預金口座（以下、未利用口座）を対象とした「未利用口座管理手数料の新設」および「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱いを開始いたします。

「未利用口座」は、あくまでも2年以上の長期間にわたり、一度もご利用のない預金口座を対象としており、犯罪の発生や不正利用などお客さまの被害等を防止することを目的としております。常日頃からお預入れ、払戻し、口座振替等のお取引をされている口座が対象になることはございません。

なお、手数料の新設や自動解約の取扱い開始に伴う預金規定の改定については、当金庫ホームページのお知らせ、各種規定集に掲載しております。

今後ともお客さまの大切なご預金をお守りするとともに、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆「未利用口座管理手数料」の新設、「残高のない未利用口座の自動解約」の概要

対 象 者	個人（個人事業主含む）、法人、団体預金も対象となります。	
対象となる口座	令和4年4月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座の管理手数料の引落しを除く）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座（決済用普通預金口座、総合口座、貯蓄預金口座、通帳レス口座を含む）盗難、紛失等などによりご利用が停止されている口座も対象となります。	
未利用口座に該当しても 対象外となる場合	①	該当の普通預金口座の残高が10,000円以上の場合。
	②	同一店舗で他にお預かり金融資産（定期性預金、投資信託、保険等）の取引がある場合。
	③	融資取引（カードローンは貸越残高）がある場合。
	④	口座の名義人が18歳以下の場合。
手 数 料	年間1,320円（消費税込）	
手数料引落しの流れ	①	預金者の口座が「未利用口座」の対象となった場合、事前にお届けのご住所宛「未利用口座に関するご案内」の書面を発送します。（ご案内が到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。）
	②	ご案内を郵送後、一定期間（3ヶ月）を経過してもお取引（お預入れ、払戻し）がなく、かつ、残高が10,000円に満たないときは年間1,320円（消費税込）の「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。
	③	「未利用口座に関するご案内」を発送後3ヶ月以内に預金口座をご解約された場合は、「未利用口座管理手数料」は不要です。
未利用口座の 自動解約	預金残高が未利用口座管理手数料（1,320円）に満たないときは、当該口座残高全額を未利用口座管理手数料に充当したうえで口座を自動解約いたします。対象口座がカードローンの場合は自動解約の対象から除きます。（預金残高が元々0円の未利用口座は自動解約の対象となります）	
その他注意事項	ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却及び解約させていただいた口座の再利用は出来ません。	
規定の改定等	金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページ掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。その変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	

※詳しくはお取引店までお問い合わせください。

（2024年11月現在）